

## 新型コロナウイルス感染症対策について

会員の皆様には、日頃よりお仕事お疲れ様でございます。

今、世間では、新型コロナウイルス感染症の拡大が留まるところを知らないといった状況になってきていて、政府では、事業所の閉鎖やテレワーク、在宅就業などに取り組むよう奨励していますが、私たちの職場には感染拡大防止の要請はあるものの、特に休業等の具体的な要請はありません。

こうした中、就業先からの就業打ち切りで、自宅待機の会員さんも増加しています。また一方、感染への不安な思いの中で就業を継続されている方も多いかと存じます。しかし、就業は、市民生活の維持のためには必要で、社会に貢献していくという意識をもって働くことも大切かとも思います。

とは言っても、感染防止のため、最大限の対策をして過ごすことは非常に大切なことです。そこで、関係機関などからの通知をもとに、別紙のとおり感染拡大への対応指針を定め、就業会員の皆様に配布させていただきました。

なお、事務所には、お互いの安心のため下記（写真）のような職員の手作りによる塩化ビニールのつい立を設置させていただきました。声が聞こえにくくなるなど、ご不便をおかけすることになりますが、どうぞご理解賜りますようお願いいたします。



## 新型コロナウイルス感染症拡大への対応指針

新型コロナウイルス感染症につきまして、伊賀保健所管内に於きましても既に数名の発生が確認されました、国内に於いて感染経路が特定できない人から人への感染が拡大していることから以下の対応をお願いします。

## 日頃の対応

- 1.毎日、検温・健康チェックの実施
- 2.帰宅時の手洗い、うがいの励行（こまめな手洗い・手指消毒）
- 3.混雑した場所でのマスクの着用
- 4.換気の悪い**密閉空間**、多数が集まる**密集空間**、間近で会話する**密接場面**は極力避ける

## 本人症状発現

- 風邪の症状、37.5度以上の発熱、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）などの症状が見られる
- 平時より明らかに体温が高く、微熱または発熱がある

- 出社前**の場合・・・**出社せず**自宅療養しセンターに連絡する
- 就業中**の場合・・・直ちにセンターに連絡し**速やかに退社**する

発現日～4日未満

※**高齢者は2日未満**  
 （※**高齢者とは65歳以上**）

- 1.勤務を中止し、センターに仕事を休む旨を連絡する。 ※別紙（参考1）参照  
 （**症状が消失しても他の疾病の確定診断がなければ症状発現日から3日間は勤務しない**）
- 2.必要に応じて一般医療機関に相談・受診する

発現日～4日以上

※**高齢者は2日以上**

- 1.帰国者・接触者相談センターへの連絡  
 三重県伊賀保健所 : 24-8070 (9:00～21:00)  
 三重県救急医療情報センター : 059-229-1199 (21:00～9:00)
- 2.検査を受けた場合は、検査結果の連絡があるまで自宅待機
- 3.検査結果が**陰性**の場合、症状発現日から**14日以内**は、医師の**出社可能**診断がある場合を除き出社しない
- 4.**陽性**の場合は別途**保健所の指示に従う**

職員・会員の感染が  
疑わしい場合

- 1.4日以上（高齢者は2日以上）症状がある場合は保健所の判断前であっても当該職員・会員の濃厚接触者と**想定される職員・会員は自宅待機**を命じる。

職員・会員の家族の  
感染が疑わしい場合

- 1.家族の体調回復または**コロナウイルス検査結果が出るまで自宅待機**とする
- 2.保健所の判断前であっても濃厚接触者と想定される職員・会員は自宅待機をする

取引先様との情報の  
共有化

- 1.取引先様との**情報の共有化**をはかり感染拡大の防止をはかる

## センターの体制

- 1.2020年4月1日付けにてセンター内に**対策本部を立ち上げ**新型コロナウイルス  
 新型コロナウイルスに関する情報を一元的に集約し迅速な対応を行う
- 2.対策本部内に**緊急対策室**（正）福山局長・（副）西堀次長を設け  
 取引先様や会員からの相談などの課題解決をはかる
  - 8:30～17:15 24-5800 シルバー人材センター
  - 土、日含む定時外 090-3279-9619 福山局長  
090-1470-6195 西堀次長



### 症状消失者及び濃厚接触対象者の自宅待機期間の考え方

症状消失者

本人に症状が発現し消失しても他の疾病の確定診断が無ければ「**症状発現日**」から**3日間**は出社しない

※高齢者とは65歳以上

感染疑い者

検査結果が**陰性**の場合、「**症状発現日**」から**14日間**は医師の出社可能の診断書がある場合を除き出社しない。

濃厚接触者

感染（疑い）者と「**最後に濃厚接触した日**」から**14日間**は感染（疑い）者の検査結果が**陰性**と連絡あるまで出社しない

